

5 陳情第 14 号 現行の健康保険証の存続を求める陳情

5 陳情第 15 号 健康保険証の存続を求めることについての陳情 反対討論

2023. 10. 26 儀武さとる

私は、日本共産党区議団を代表して、ただいま上程されました 5 陳情第 14 号現行の健康保険証の存続を求める陳情、及び 5 陳情第 15 号健康保険証の存続を求めることについての陳情について、不採択とすることに反対し、直ちに採択すべき立場から討論をおこないます。

これらの陳情は、マイナ保険証の資格確認ができなかったり、他人の医療情報が紐づけられたり、窓口負担割合が違ったケースなど多くのトラブルが続出し、多くの患者・国民が不安を抱えていることから「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を国へ提出することを求めるものであります。

マイナンバーカードをめぐる混乱は深まるばかりです。本人以外の公的給付金の受取口座の誤登録が約 14 万件、マイナ保険証に他人の情報が登録されたケースが 7, 400 件をこえ、他人の年金記録が閲覧されたケース 170 件や障害者手帳の誤登録 62 件など、トラブルは多方面で多数に及んでいます。個人情報漏洩という重大な問題が起きています。

ところが国会では、自民党、公明党、維新の会、国民民主党が賛成して、健康保険証の廃止やマイナンバーカードの利用拡大を内容としたマイナンバー改悪法を強行しました。

トラブルが次々に明らかになり、大混乱が続くなかでの悪法強行は「聞く耳」を持たない暴挙としか言いようがありません。国民の不安も意思も無視する国会でいいのかも問われています。

岸田政権は、批判と矛盾が噴き出しても、健康保険証の廃止、マイナンバーカードへの一本化を強引にすすめようとして大迷走に陥っています。加藤厚生労働大臣が「初診時などは念のため従来の保険証持参を」と言い出し、松本総務大臣は「暗証番号なしで保険証にだけ使えるマイナンバーカードを発行する」など、保険証廃止に合理性がないことを自ら証明するような「言い繕い」を始めました。河野デジタル大臣は「混乱しているので、マイナンバーカードの名前を変える」とまで言い出す始末です。

マイナンバーカードの大混乱は、昨年 10 月に、岸田政権が突如として「2024 年度秋に健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化する」と言い出したことが引き金になりました。任意であるマイナンバーカードを強制的に全国民に持たせようというのです。そのマイナンバーカードには、マイナポータルとして、納税状況、医療、年金などの保険料納付と受けたサービスの状況、公金受取口座、さらには、がん検診など受けた健康診断とその結果や生活保護、児童扶養手当の支給、雇用保険の支給などなど、29 分野の膨大な個人情報が紐付けられています。このマイナンバーカードを性急かつ強制的に国民に持たせようとして大混乱を招いた岸田政権の“マイナンバーカード暴走”に国民の不信と怒りが広がるのも当然です。

岸田政権と自民、公明、維新、国民民主が強行した健康保険証の廃止に対する国民の批判と中止を求める声は大きく広がっています。どの世論調査でも「延期・中止」が7割を超えています。あの読売新聞の社説でも「保険証の廃止 見直しは今からでも遅くない」をはじめ、多くのメディアが「中止」や「見直し」を主張しています。医療関係者からは切実に保険証存続を求める声があがり、「マイナ保険証に対応できない」という町の診療所が閉院する例も相次いでいると報道されています。

「マイナ保険証」のトラブルは命にかかわる問題になりかねません。全国保険医団体連合会の調査では、医療機関で 5493 件ものトラブルが発生し、いったん 10 割を徴収した例が 1291 件あり、診察を受けずに帰宅してしまった人もいました。このまま保険証廃止を強行すればトラブルは 108 万件以上にもなるという推計も発表されています。マイナンバーカードと保険証の一本化によるトラブルは、他人の医療情報が紐付けされていたなど、命にもかかわる危険があり絶対にあってはならないことです。

「無保険」扱いが多発する恐れもあります。国民は健康保険への加入と保険料の支払いを義務づけられ、保険証は自治体や保険組合などが責任を持って交付する仕組みです。

ところがマイナンバーカードと保険証の一本化によって、マイナンバーカードを持たない人は毎年「資格確認書」の申請が必要になります。マイナ保険証は5年ごとの更新が必要となります。「申請、更新」を忘れて、できなかつたら保険料を払っていても「無保険」扱いされ、保険医療が受けられなくなってしまいます。国民皆保険制度の変質です。

政府は「資格確認書」を「申請」なしでマイナ保険証を持っていない人に送付することも検討すると言い出しましたが、これまで通りに保険証を存続すればいいだけです。保険証と違い「資格確認書」を毎年送付することになれば、保険組合などに多大な業務を押しつけることにもなります。

本区のマイナンバーカードの保険証利用登録状況は、7月時点で国民健康保険が 34.94%、後期高齢者医療については 33.81%です。政府が「利便性がある」「ポイントがつく」と広報してもいまだに3割です。私の周囲でも、「ポイントに釣られて、マイナンバーカードを取得したが、保険証を持参して医療機関を受診している」という方がいます。国民、区民から信頼されていない証です。

私が、区内の認知症タイプのグループホームや特養ホーム、障がい者施設などで、マイナンバーカードなど、どのように管理しているか、と質問すると、区は、「厚労省の方でどのようにカード等を管理していくかというところは議論がなされているというふうに認識しております。」と答弁しました。マイナンバーカードをどのように取得し、どう管理するか、いまだに明確にすることができません。マイナンバーカードは、高齢者、障がい者にとって優しくない制度です。

この混乱を解決する最良の方法は、健康保険証を存続させることであります。来年秋の保険証廃止ありきをやめ、国民と医療現場の声に従って、健康保険証を存続させるべきです。

委員会審査では、日本共産党と立憲・れいわは採択を主張しましたが、自民党、公明党、都民ファーストの会・国民、維新・無所属は「マイナンバーカードと保険証の一体化を進めていただきたい」「デジタル化を推進していく立場」などと言って、不採択を主張し、採決の結果、不採択としてしまいました。先程も述べましたが、これらの陳情は、医療の現場から保険証の廃止を中止し、存続を求めるものであります。医療現場での混乱と負担を防ぎ、国民、区民の医療を受ける権利を保障するための切実な陳情であります。この陳情を、なぜ採択できないのか、理解ができません。

尚、ここで改めて、マイナンバー制度について、わが党の見解を述べます。

マイナンバー制度は、医療、年金、介護など人生で受けた「行政サービス」のすべてと、個人の金融口座、資産を紐付けて、国が管理することによって、国民の所得・資産・社会保障給付を把握し、国民への徴税強化・給付削減を押しつけるためでした。2000年以降、日本経団連が、各人が納めた税・保険料の額と、社会保障として給付された額を比較できるようにし、“この人は負担に比べて給付が厚すぎる”などとして、医療、介護、福祉などの給付減・負担増をたびたび提言してきました。「負担に見あった給付」の名で社会保障の給付を抑制し、国の財政負担、大企業の税・保険料負担を削減していくことが、マイナンバー制度を導入した政府・財界の最大のねらいです。

安倍政権以来、政府は個人情報保護法を改悪し、保護規定を弱め、逆に個人情報の利活用を拡大してきました。これも財界の要求で、日本経団連は、2020年「新成長戦略」で、「マイナンバー制度を徹底活用する」ために「健康保険証、運転免許証、在留カード等の公的証明書、また診察券や学生証等のデジタル化とマイナンバーカードへの一元化」を求めています。

個人情報ビジネスを推進するために、当初は検討もされていなかった健康保険証廃止とマイナンバーカードとの一本化をはじめ、膨大な量の個人情報を次々に紐付けているのです。個人情報ビジネスでの特定企業の利益拡大を「デジタル化による成長戦略」に位置づける政治が、国民に不安と不信を広げたマイナンバーカードの大混乱の根本にあります。

「日本はデジタル後進国」「主要先進国に大きく後れを取っている」と言ってトラブル続出のマイナンバーカードを押し付ける岸田政権、しかし、同一の個人識別番号を複数の行政機関で利用し、各行政機関が持つ個人番号を1枚のカードに紐づけようとしている国は、主要7カ国で日本だけです。個人情報を守る点からみても、世界の流れにも逆行しています。

ドイツ、フランス、イギリスは、行政分野ごとに異なる番号を使用しています。イタリアは、納税者番号を除き国の共通番号はありません。アメリカは、社会保障番号カードは紙です。身分証明書に使えません。カナダは、社会保険番号を利用しますが、カードは廃止しています。

わが党はデジタル化を否定するものではありません。デジタル化やIT利用を推進するうえでも、個人情報保護など国民が安心して利用できることが大前提です。岸田政権の“マイナンバーカード暴走”は、ほんとうの意味でのデジタル化にも逆行しています。

マイナンバー受注企業からの企業献金についても一言申し上げます。

「地方公共団体情報システム機構」(J-LIS) からマイナンバー関連事業で巨額発注を受けた大企業5社(凸版、NTTデータ、日本電気、日立製作所、富士通)が、自民党の政治資金団体「国民政治協会」に2013年～21年の9年間に合計7億円を献金していたことが、しんぶん赤旗の調査で明らかになっています。マイナンバー事業を進めてきた政権党と、受注企業の癒着の一端が明らかになりました。企業・団体献金は、本質的にわいろ性を持ちます。企業は営利を追求する存在です。必然的に献金は、利益＝見返りを求める性格を持たざるをえません。地方公共団体情報システム機構(J-LIS)は、国と地方公共団体が共同で管理する法人です。その法人から多額の受注を受けている大企業からの献金は、道義的にみて問題があります。

以上のことから、5 陳情第 14 号現行の健康保険証の存続を求める陳情、及び 5 陳情第 15 号健康保険証の存続を求めることについての陳情を不採択とすることに反対し、直ちに採択することを求め、私の討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。